

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第55号

(平成23年4月)

京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

1 センターの名称が変わりました!

平成23年4月1日に、以下のとおり名称を変更しました。

なお、所在地、電話番号及びファックス番号については、変更ありません。

新名称	旧名称
京都市 文化市民局 市民生活部 消費生活総合センター	京都市 文化市民局 市民生活部 市民総合相談課 (市民生活センター)



2 相談時間が変わります!

平成23年5月から、以下のとおり相談時間を変更します。

区分	5月から	4月まで
消費生活相談	月曜日から金曜日*までの 午前9時から午後5時まで	午前9時から正午まで
多重債務相談		午後1時から午後4時まで
交通事故相談		午前9時から正午まで
市政一般相談		午後1時から午後5時まで
法律相談の問合せ		

※祝日、休日及び年末年始(12/29~1/3)を除きます。

年末年始を除く土・日曜日及び祝・休日の消費生活相談については、以下を参照してください。

京都市 文化市民局 市民生活部 消費生活総合センター

〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角

アーバネックス御池ビル西館4階

電話：消費生活相談 256-0800

多重債務相談 256-3160

交通事故相談 256-2140

市政一般相談・法律相談の問合せ 256-2007

FAX：256-0801

http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-2-4-0-0_1.html

※年末年始を除く土・日曜日及び祝・休日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝休日電話相談 257-9002 午前10時~午後4時

相談時間[5月から]

祝・休日、年末年始(12/29~1/3)を除く、月曜日~金曜日

午前9時~午後5時

3 5月は消費者月間です！

消費者保護法（消費者基本法の前身）が昭和43年5月に施行されたことから、その施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、消費者、事業者、行政が一体となって、消費者問題に関する啓発・教育等の各種事業が集中的に行われてきました。

24回目に当たる今年度のテーマは、「地域で広げよう 消費者の安全・安心」です。

京都市では、消費者月間に合わせ、消費生活総合センターの案内広告を5月15日発行の市民しんぶん区版に挟み込み、皆様の御家庭にお届けするほか、5月中旬に、市内の市政広報版に啓発ポスターを掲示する予定です。



また、5月初旬に、蹴上浄水場で行われる「つつじ」の一般公開に合わせ、同浄水場に「消費者啓発コーナー」を設け、「京・くらしのサポーター」や学生ボランティアと共に、消費生活に関するクイズや悪質商法に関する寸劇公演、啓発物品の配布等の啓発活動を行います。

「つつじ」の観賞と併せて、是非とも、足をお運びいただきますよう、お願いします。

なお、日時、場所は4ページの「7 5月の行事予定」を御覧ください。

4 東北地方太平洋沖地震発生に係る義援金詐欺等に御注意ください！

○義援金詐欺について

大規模な地震の後には、地震災害に便乗した、かたり商法等の悪質商法が横行します。全国で東北地方太平洋沖地震の被災者支援のための義援金の振込を勧誘する電話やメールが複数寄せられています。

公的機関の職員が、電話や訪問により義援金を求めることはありません。疑わしいメールを受信した場合は、クリックや返信を行わないようにしてください。

○不安をあおるチェーンメール等について

東北地方太平洋沖地震に関連してチェーンメール等で誤った情報が流れています。情報については、報道や行政機関のホームページ等の信頼できる情報源で真偽を確認し、チェーンメール等に惑わされないようにしましょう。

チェーンメールを転送することは、いたずらに不安をあおることや、多数のメール送信により一般の通信に支障を来すことにつながります。受け取った場合は、削除して転送を止めてください。

○買占めについて

生活関連物資等について買占めや売り惜しみがあると、安定供給に影響があり、被災地に物資が行き届かない事態を招くこととなります。各御家庭においては、適時適切に必要なものだけを購入し、買占めに走らないよう、冷静な行動をお願いします。

少しでもおかしいと感じたら消費生活総合センターに御相談ください。

消費生活相談窓口 ☎ 256-0800

5 地上デジタル放送に関する悪質商法に御注意ください！

平成23年7月24日に、地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行します。

残り3箇月を切りましたが、皆様の御家庭のテレビは、既に地上デジタル放送に対応していますか？

「テレビが映らなくなる。」と言われ、事情が分からないままに契約をしてしまい、高額な費用を請求されたとか、行政機関やテレビ局などの関係者を名乗り、「地上デジタル放送を視聴するための工事が、今なら安くできる。」「地上アナログ放送を延長するための工事ができる。」などと勧誘し、工事費をだまし取ろうとするトラブルが起きています。

こうした地上デジタル放送に関するトラブルを未然に防止するため、事例及び注意点を以下にまとめました。

事 例

- ① 業者が自宅にやって来て、「総務省から派遣されて訪問した。地上アナログ放送を10年間延長できる工事が、3千円でできる。」と勧誘されたが、本当に延長できるのか。
- ② 地上デジタルの関係者と名乗る者が自宅を訪問し、「地上デジタル放送を視聴するための工事が、9万円掛かるところ、今なら5万円でできる。領収書は後から持ってくる。」と勧誘され、現金で前払いをした。しかし、その後、領収書の発行もなく、工事に関する連絡もない。

注 意 点

- ・行政機関、放送事業者が、地上デジタル対応の工事を理由に、現金を要求することは一切ありません。また、地上アナログ放送は、平成23年7月24日に放送が終了するため、地上アナログ放送を「延長できる工事」が行われることはありません。
- ・突然、見知らぬ者の訪問を受け、契約するよう迫られた場合は、慌てて契約せずに、本当に必要な工事かどうか等を確認することが大切です。一人で判断せずに、家族や信頼できる電気店、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター）等に相談しましょう。

※デジサポの問合せ先 「デジサポ京都」 電話075-330-3030

6 注意喚起 ～お菓子や飲みものに似た商品の誤食について～

クッキーやチョコレート、ワインやジュースなどにそっくりの形をしたパッケージに入っているものの、中身は食品ではない商品がたくさん出回っています。

特に石けんや入浴剤などは、香りを楽しむことができるうえ実用的なものでもあり、ちょっとしたプレゼントとしても人気があります。その一方で、これらを食品と間違えて食べてしまったり、飲んでしまうという事故が起きています。

このような誤食を防ぐために、以下の点に注意しましょう。

- ① 購入した人やもらった人は、ほかの人が間違えないように、食品とは別に保管し、食品ではないことがはっきり分かるように表示しておきましょう。
- ② 人に贈るときは、食品ではなく、石けんや入浴剤などであることをはっきり告げましょう。

※暮らしの中に潜む様々な事故情報については、国民生活センターのホームページを御覧ください。

<http://www.kokusen.go.jp/kiken/index.html>

7 5月の行事予定

○市民料理教室「包丁教室」の開催について

京都市では、市民の皆様に、旬の魚などの食材を利用した調理法を楽しく学んでいただき、充実した食生活を送っていただくために、市民料理教室を京都水産協会との共催で開催します。

家族や友人などのグループでのお申込みも可能ですので、多数の御参加をお待ちしています。

- 1 日 時 平成23年5月22日（日）
午前9時45分から午後0時30分ごろまで（受付 午前9時15分から）
- 2 会 場 ラ・キャリエール クッキングスクール（中京区河原町通三条上る）
- 3 定 員 80名（市内在住の方。申込多数の場合は抽選。抽選結果は代表者にハガキにて連絡します。）
- 4 参加費用 1人につき1,000円
- 5 申込方法及び問合せ先

*往復ハガキでお申し込みください。

*1通の往復ハガキにつき、3名まで申込みが可能です。

*往復ハガキに、代表者の氏名、年齢、住所、電話番号と参加希望者全員（代表者を含めて3名まで）の氏名、年齢を明記し、

〒600-8847 下京区朱雀分木町80番地
京都市中央卸売市場第一市場内
京都水産協会 おさかな普及事業推進委員会
TEL 323-6777

まで、お申し込みください。

なお、返信用の宛名面には、必ず、申込代表者の住所、氏名を御記入ください。

- 6 締 切 り 5月13日（金）必着

○蹴上浄水場での消費者啓発活動の実施について

例年、5月初旬に、蹴上浄水場において、「つつじ」の一般公開が行われており、多くの方が、来場されます。消費生活総合センターでは、同浄水場内に「消費者啓発コーナー」を設け、消費生活に関するクイズや悪質商法に関する寸劇公演、啓発物品の配布等の啓発活動を実施します。

- ・日時 5月4日（水・祝）、5日（木・祝）各日とも、午前9時30分～午後3時30分
- ・場所 蹴上浄水場（東山区粟田口華頂町3 地下鉄東西線「蹴上」駅下車すぐ）

【編集後記】

「京・くらしの安心安全情報」は、今年度から、誌面を従来の2ページから4ページに増やし、年6回（偶数月の25日頃）発行することとしました。また、これまで市役所や各区役所・支所で配布してきましたが、新たに、市立図書館や市立病院でも配布します。

次回の発行は6月です。皆様の暮らしに役立てていただけるよう、今後とも内容の充実に努めてまいりますので、末永く御愛読いただきますようお願いいたします。

